

報告書に提言されている その他の取組状況

平成28年1月26日

2. 特定家庭用機器廃棄物の適正処理における具体的な施策

(2) 不法投棄対策及び離島対策の実施

報告書の記載	平成27年度	平成27年度の取組	平成28年度～30年度
<p>不法投棄され、市町村が回収した特定家庭用機器廃棄物について、廃棄物処理法に基づき、製造業者等の委託先であるリサイクルプラントに引き渡し、処理することを通じて、国は不法投棄に係る市町村の負担軽減を図るべきである。</p>	<p>環境省は、自治体に対する周知の実施 経済産業省は、リサイクルプラントに対する周知の実施</p>	<p>【国】 当該手法に関する運用の具体的な方法を検討中。今年度中に自治体と家電リサイクルプラントに対して周知する予定。 (参考資料6参照)</p>	<p>経済産業省・環境省は、当該運用の活用状況について、適宜合同会合で報告</p>

(4) 廃棄物処分許可業者による処理状況等の透明性の向上

報告書の記載	平成27年度	平成27年度の取組	平成28年度～30年度
<p>廃棄物処分許可業者による特定家庭用機器廃棄物の処理状況等について、国は、自治体に対して、廃棄物処分許可業者による廃棄物の適正処理の状況に係る他の情報を活用しつつ、特定家庭用機器廃棄物を処分している事業者への報告徴収・立入検査を通じ、廃棄物処理法の告示に基づいて処分が行われているか定期的に確認するよう周知するとともに、その結果をとりまとめて公表すべきである。</p>	<p>環境省は、都道府県・政令市に対して、特定家庭用機器廃棄物を処分している産業廃棄物処分許可業者の適正処理の状況を調査し、毎年度合同会合で報告</p>	<p>【国】 各種リサイクル法に関する自治体向け説明会等で周知した。また、今年度中に自治体あてに通知文書を発出する予定。 また、産業廃棄物処分許可業者の適正処理の状況の調査結果を合同会合で報告。 (資料5-2にて説明)</p>	<p>環境省は、都道府県・政令市に対して、特定家庭用機器廃棄物を処分している産業廃棄物処分許可業者の適正処理の状況を調査し、毎年度合同会合で報告</p>
<p>特に、フロン類については、その回収量等を把握する方策について、国は検討すべきである。</p>	<p>環境省は、特定家庭用機器廃棄物を処分している産業廃棄物処分許可業者のフロン回収量の把握方策について検討し、回収量等について適宜合同会合で報告</p>	<p>【国】 産業廃棄物処分許可業者のフロン回収量等の結果を合同会合で報告。 (資料5-2にて説明)</p>	<p>環境省は、特定家庭用機器廃棄物を処分している産業廃棄物処分許可業者のフロン回収量の把握方策について検討し、回収量等について適宜合同会合で報告</p>

3. 家電リサイクルの一層の高度化に向けた具体的な施策

(1) 再商品化率の向上と質の高いリサイクルの推進

報告書の記載	平成27年度	平成27年度の取組	平成28年度～30年度
<p>家電リサイクル法においては、「再商品化」を、機械器具が廃棄物となったものから部品及び材料を分離し、①自らこれを製品の部品又は原材料として利用する行為、又は②これを製品の部品又は原材料として利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にする行為と定義している。</p> <p>家電リサイクルの質を担保していく観点から、国は、これらの部品及び材料の分離等に関する望ましい取組について、製造業者等に対してガイドラインを示すべきである。</p>	<p>経済産業省・環境省は、製造業者等に対する通知(ガイドライン)を策定</p> <p>合同会合で経済産業省・環境省は、ガイドラインについて報告</p>	<p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年1月、再商品化等ガイドラインを製造業者等へ通知。 (資料5-3にて説明) 	<p>製造業者等は、ガイドラインに基づき再商品化を実施</p>
<p>再商品化率については、法定の水準と製造業者等が実際に達成している水準との間に乖離が生じていることを踏まえ、今後のリサイクル技術の進展や資源相場の変動といった事情も考慮しながら、実態に即した適切な水準となるよう、国は法定の水準を引き上げるべきである。</p>	<p>経済産業省・環境省は、再商品化率の実績等について毎年度合同会合で報告</p>	<p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> 再商品化率の実績等について把握し、合同会合で報告。 (資料2-2にて説明) 	<p>経済産業省・環境省は、再商品化率の実績等について毎年度合同会合で報告</p>

3. 家電リサイクルの一層の高度化に向けた具体的な施策

(1) 再商品化率の向上と質の高いリサイクルの推進(続き)

報告書の記載	平成27年度	平成27年度の取組	平成28年度～30年度
今後ともリサイクルの「質」を高めていく観点から、国は、再商品化率に加えて再資源化率の把握に努めるとともに、重要な金属や素材の一層の分別回収や水平リサイクルを促進すること等、製造業者等による高度なりサイクルの取組を促進することを基本方針に位置づけ、その取組を本合同会合において評価すべきである。	<p>経済産業省・環境省は、製造業者等に対して再資源化率について調査を実施</p> <p>経済産業省・環境省は、再資源化率の調査結果について、毎年度合同会合で報告</p>	<p>【国】</p> <p>国は製造業者等に対して平成26年度の再資源化率について調査を実施し、その結果は以下のとおりであった(熱回収も含む。)。</p> <ul style="list-style-type: none">エアコン…93%ブラウン管テレビ…93%液晶式・プラズマ式テレビ…96%冷蔵庫・冷凍庫…88%洗濯機・衣類乾燥機…89%	<p>経済産業省・環境省は、再資源化率の調査結果について、毎年度合同会合で報告</p>
国は、循環型社会の形成に向けて、製造業者等がリサイクルを実施した後の資源の譲渡先のトレーサビリティを可能な範囲で高めることについて、今後検討していくべきである。	<p>経済産業省・環境省は、製造業者等に対して資源の譲渡先のトレーサビリティについて調査を実施</p>	<p>【国】</p> <p>国は資源の譲渡先のトレーサビリティ調査を実施しているところであり、その結果を平成27年度中に公表する予定。</p>	<p>経済産業省・環境省は、引き続きトレーサビリティを高める方策について検討</p>

3. 家電リサイクルの一層の高度化に向けた具体的な施策

(2) 有害物質について

報告書の記載	平成27年度	平成27年度の取組	平成28年度～30年度
製造業者等は、特定家庭用機器廃棄物のリサイクルに当たって、廃棄物処理法等に従い、その部品に含まれるPCBや鉛、水銀といった有害物質について厳格に対応してきたところであり、これらの適正処理の対応状況等について、本合同会合や様々な媒体を通じて、積極的に情報発信を行うべきである。	合同会合で 製造業者等 は、有害物質管理の取組状況について報告	【製造業者等】 製造業者等は有害物質を適正に管理しており、平成26年度の回収実績は以下のとおり。 [水銀] エアコン：14,683台 冷蔵庫：25,758台 液晶：113,359Kg [PCB] テレビ：1,192台 エアコン：23台 (参考資料8参照)	製造業者等は、引き続き、有害物質について適正処理及び積極的な情報発信を実施
特定家庭用機器廃棄物を扱う廃棄物処分許可業者についても、廃棄物処理法に基づく有害物質の適正処理が求められることから、都道府県等は、その対応状況等の実態について適切に把握すべきである。	環境省は、産業廃棄物処分許可業者に対する調査において、有害物質の適正処理状況について調査し、毎年度合同会合で報告	【国】 産業廃棄物処分許可業者の有害物質の適正処理状況の調査結果を合同会合で報告。(資料5-2で説明)	環境省は、産業廃棄物処分許可業者に対する調査において、有害物質の適正処理状況について調査し、毎年度合同会合で報告
特定家庭用機器を含む電気・電子機器については、J-MOSS や欧州のRoHS指令への対応等に既に取り組んでいるところであるが、製造業者等は、引き続き、製品設計の段階から有害物質の使用量を可能な限り低減するよう努めるべきである。	合同会合で 製造業者等 は、有害物質の使用量低減の取組状況について報告	【製造業者等】 製造業者等において、製品設計段階からRoHS規制をクリアした部品だけを選択する仕組みを構築し、部品材料の納入段階からRoHS規制6物質の排除を行うなど、有害物質の使用量低減に努めている。 (参考資料8参照)	製造業者等は、引き続き、製品設計の段階から 有害物質の使用量低減の取組 を実施